

申請期間／7月14日～10月31日

臨時福祉給付金& 子育て世帯臨時特例給付金

お知らせします

消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い世帯や子育て世帯への負担を緩和するため、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

対象の皆さんは、期間内（7月14日～10月31日）に申請してください。

臨時福祉給付金

【支給対象者】

基準日（平成26年1月1日）時点で、富士市に住民登録があり、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されていない人（表1参照）

※市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人、生活保護を受給している人などは対象外です。

【支給額】

一人につき1万円

※次に該当する人は50000円加算されます。

《加算該当者》

- 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人（表2参照）

※公務員は、所属長から配付された公務員用の申請書で申請してください。市から申請書などは送付されませんのでご注意ください。

【支給対象児童】

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付含む）の対象になる児童

※臨時福祉給付金の対象者・生活保護を受給している人などは対象外です。

【支給額】

対象児童一人につき1万円

表1 市民税が課税されない所得水準の目安

給与所得者など

扶養親族などの人数	非課税限度額	
	所得額	給与収入額の目安
0人	31.5万円	96.5万円
1人	81.9万円	146.9万円
2人	113.4万円	187.9万円
3人	144.9万円	232.7万円

公的年金などの受給者

扶養親族などの人数	非課税限度額（年金収入ベース）	
	年齢	所得額
0人	65歳以上	151.5万円
	65歳未満	101.5万円
1人	65歳以上	201.9万円
	65歳未満	159.2万円
2人	65歳以上	233.4万円
	65歳未満	201.2万円
3人	65歳以上	264.9万円
	65歳未満	243.2万円

表2 児童手当の所得制限限度額

扶養親族などの人数	所得制限限度額	
	所得額	給与収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

申請方法

7月11日（金）に、支給対象者と思われる人に申請書などを発送します。

申請書を受け取った人は、内容を確認した上で必要事項を記入し、返信用封筒で郵送してください。

市では、提出された申請書に基づき審査し、給付金の支給・不支給を決定します。給付金は、原則として申請者名義の口座に振り込みます。

※申請が集中した場合、申請から支給まで時間がかかることがあります。

【申請期間】

7月14日～10月31日

※申請期間中は、市役所6階第1会議室に相談窓口を設置します。

【注意】

※受け取ることができずのは、どちらか一つの給付金です。

※給付金の支給は、1回限りです。

※原則として、申請期間外の申請や、1月1日時点で富士市に住民登録がない人の申請は受け付けられません。

申請期間内に忘れずに提出しましょう！



対象者診断チャート

★基準日は平成26年1月1日です。

スタート

1月1日時点で富士市に住民登録がありましたか？

はい

平成26年度分の市民税は課税されていますか？

いいえ

平成26年度分の市民税が課税されている人の扶養親族になっていますか？

いいえ

加算対象の基礎年金・児童扶養手当などを受給していますか？

いいえ

臨時福祉給付金

臨時福祉給付金の支給対象者になる可能性があります(1万円)

いいえ

条件に当てはまると思われる人は、1月1日時点で住んでいた市区町村にご確認ください

はい

2ページの表1を参照してください

対象ではありません

臨時福祉給付金(加算あり)

臨時福祉給付金の支給対象者になる可能性があります(加算を含む1万5,000円)

はい

2ページの表2を参照してください

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者になる可能性があります

平成26年1月分の児童手当を受給していますか(中学生以下の児童がいますか)？

いいえ

平成25年の所得は限度額未満ですか？

はい

※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

注意!

給付金支給に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺

にご注意ください!

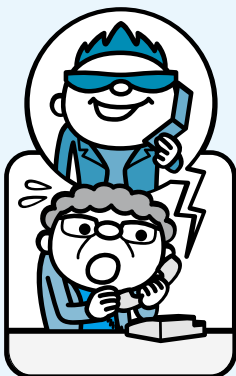
臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関して、

○市や国の職員などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません(ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません)。

○市や国の職員などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

○申請書を提出する前に、市や国の職員などが市民の皆さんの世帯構成や、銀行の口座番号などの個人情報を見合わせることは、絶対にありません。

自宅や職場などに、市や国の職員などをかたった電話がかかってきたり、申請書以外の郵便物が届いたりしたら、迷わず、**市役所や警察署(または警察相談専用電話#9110)**にご連絡ください。



【問い合わせ】

■臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 特設ダイヤル

☎(55)269315

◇福祉総務課(臨時福祉給付金)

☎(55)2840 ☎(52)2290

◇子育て支援課(子育て世帯臨時特例給付金)

☎(55)2738 ☎(51)0247